

○山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則

平成七年三月三十日

山梨県規則第三十二号

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による特定公共賃貸住宅及び共同施設の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(平一七規則五七・追加)

(入居者の所得基準)

第三条 条例第九条第一項第一号及び第二号の規則で定める所得の基準は、十五万八千円以上四十八万七千円以下とする。

(平九規則二・平九規則四四・一部改正、平一七規則五七・旧第二条繰下・一部改正、平二一規則一一・一部改正)

(特別の事情がある場合の入居者の資格)

第四条 条例第九条第一項第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 災害により住宅を失った者
- 二 不良住宅の撤去により住宅を失った者

三 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十一号に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の除却を受けた者

四 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条第三項若しくは第四項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却を受けた者

五 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)第二条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却を受けた者

六 前各号に該当する者のほか、知事が特別な事情があると認める者
(平一七規則五七・旧第三条線下・一部改正)

(入居者の資格)

第五条 条例第九条第二項の規定により知事が別に定める入居者の資格は、特定公共賃貸住宅の入居の申込みの時に、地方税を滞納していない者であることとする。

(平一七規則五七・旧第四条線下・一部改正)

(賃貸借契約書の様式)

第六条 条例第十四条第一項第一号の賃貸借契約書は、特定公共賃貸住宅賃貸借契約書(第二号様式)とする。

(平一七規則五七・旧第七条線上・一部改正)

(連帯保証人等)

第七条 条例第十四条第一項第一号に規定する連帯保証人は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 県内に住所を有する者であること。

二 独立の生計を営む者であること。

三 条例第十条第二項に規定する入居決定者と同程度以上の収入を有する者で当該入居決定者の家賃その他の当該特定公共賃貸住宅に係る債務を保証する能力を有するものであること。

四 公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅に入居していない者であること。

2 入居者は、当該入居者の連帯保証人が死亡したとき若しくは前項各号に掲げる条件を欠くに至ったとき、又は連帯保証人の変更を要するときは、直ちに、新たに同項各号に

掲げる条件を具備する連帯保証人を決定し、指定管理者の承認を得なければならない。

- 3 入居者は、当該入居者の連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(平一七規則五七・旧第八条繰上・一部改正)

(家賃の変更の通知)

第八条 知事は、条例第十五条第二項の規定により家賃を変更しようとするときは、書面により、家賃の変更の期日、変更後の家賃の額その他必要な事項を当該特定公共賃貸住宅の入居者に通知するものとする。

(平一七規則五七・旧第十一条繰上・一部改正)

(家賃の納付の方法)

第九条 特定公共賃貸住宅の家賃は、口座振替の方法により納付しなければならない。ただし、入居者が条例第十六条第三項又は第四項に規定する場合に該当するとき、その他知事が特に必要があると認めるときは、納付書により当該家賃を納付するものとする。

(平一七規則五七・旧第十二条繰上・一部改正)

(入居者負担額の決定方法)

第十条 知事は、特定公共賃貸住宅の供用を開始する場合には、その開始の日から同日以後一回目の十月一日(以下「基準日」という。)の前日まで及び基準日から翌年九月三十日までの間(その開始の日が十月一日の場合にあっては、その開始の日から翌年九月三十日までの間)の入居者負担額(以下「当初入居者負担額」という。)を決定するものとする。この場合において、当初入居者負担額は、当該特定公共賃貸住宅の床面積その他の事情を考慮して、次に掲げる区分ごとに、知事が定める額とするものとする。

- 一 十八万六千円以下
- 二 十八万六千円を超え二十一万四千円以下
- 三 二十一万四千円を超え二十五万九千円以下
- 四 二十五万九千円を超え三十五万円以下
- 五 三十五万円を超え四十八万七千円以下

- 2 知事は、前項に規定する期間が経過した後については、毎年、その年の十月一日から翌年九月三十日までの間の入居者負担額を決定するものとする。この場合において、当該入居者負担額は、次の式によって計算するものとする。

$$P=P1 \times 1.035^n$$

この式において、P、P1及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 入居者負担額(単位 円)

P1 当初入居者負担額(平成八年十月一日以前に最初の公募が開始された特定公

共賃貸住宅にあっては、平成九年十月一日における入居者負担額)(単位 円)

n 基準日(平成八年十月一日以前に最初の公募が開始された特定公共賃貸住宅にあっては、平成九年十月一日)からこの式を適用しようとする年の九月三十日までの年数に相当する数値

3 前二項に定めるもののほか、知事は、所得の増加に伴い入居者の負担すべき入居者負担額が急激に増加する場合において、これを緩和する必要があると認めるときは、別に定める方法により入居者負担額を算定することができる。

(平九規則二・平九規則四四・平一〇規則五九・一部改正、平一七規則五七・旧第十三条繰上、平二一規則一一・一部改正)

(家賃減額申請書等)

第十一条 条例第十九条第一項の規定による申請は、特定公共賃貸住宅に入居しようとするときにあっては入居の申込みの時に、入居後にあっては毎年六月三十日までに、特定公共賃貸住宅家賃減額申請書(第三号様式)を知事に提出して行うものとする。この場合において、入居者は、当該申請書に、その提出時の前年における入居者及びその者と同居する者の所得を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(平一七規則五七・旧第十四条繰上・一部改正)

(入居者負担額の通知)

第十二条 条例第十九条第二項の規定による通知は、書面により行うものとする。

(平一七規則五七・旧第十五条繰上・一部改正)

(禁止行為)

第十三条 条例第二十四条の規定に違反する行為は、次に掲げるものとする。

- 一 鉄砲、刀剣類、爆発物その他これらに類する危険な物を製造し、又は保管すること。
- 二 大型の金庫その他の重量の大きな物を搬入し、又は備え付けること。
- 三 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- 四 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
- 五 楽器、テレビ、ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。
- 六 犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫その他猛獣、毒蛇等の近隣に迷惑を及ぼすおそれのある動物を飼育すること。
- 七 掲示板以外の階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。

(平一七規則五七・旧第十六条繰上・一部改正)

(併用の承認)

第十四条 条例第二十七条の知事の定める用途は、入居者又はその者と同居する者(これら

の者が障害者である場合に限る。)が当該特定公共賃貸住宅をあんま、はり、きゅうその他これらに類する業務(これらの者以外の者を雇用して行うものを除く。)のために使用することとする。

(平一七規則五七・追加)

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成九年規則第二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第一号。以下「条例」という。)第一条の規定により設置された特定公共賃貸住宅(以下「特定公共賃貸住宅」という。)の公募がこの規則の施行の前日に開始された場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者並びにこの規則による改正前の山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則第三条に規定する資格により同日前に特定公共賃貸住宅の入居の申込みをした者に係る条例第六条に規定する入居者の資格のうち所得に係る基準については、この規則による改正後の山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成九年規則第四四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第一号。以下「条例」という。)第一条の規定により設置された特定公共賃貸住宅(以下「特定公共賃貸住宅」という。)の公募がこの規則の施行の前日に開始された場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者並びにこの規則による改正前の山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則第三条に規定する資格により同日前に特定公共賃貸住宅の入居の申込みをした者に係る条例第六条に規定する入居者の資格のうち所得に係る基準については、この規則による改正後の山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の前日に最初の公募が開始された特定公共賃貸住宅の山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則第十三条に規定する入居者負担額の決定方法については、新規則第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成一〇年規則第五九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に最初の公募が開始された山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第一号)第一条の規定により設置された特定公共賃貸住宅の山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則第十三条第一項に規定する当初入居者負担額の決定方法については、この規則による改正後の山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例第十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成一七年規則第五七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第九十七号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則の規定による改正後の山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則第二条及び第一号様式の規定の例による。

附 則(平成一九年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年規則第一一号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第二十七号)の施行の日から施行する。ただし、第一条中山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則第三条及び第十条第一項の改正規定並びに第二条中山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則第二条第二項第一号並びに第十五条第一項及び第二項の改正規定並びに次項の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(平17規則57・全改)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

特定公共賃貸住宅及び共同施設の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

第2号様式(第6条関係)

(平17規則57・全改、平19規則60・一部改正)

山梨県特定公共賃貸住宅賃貸借契約書

特定公共賃貸住宅につき、山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(平成7年山梨県条例第1号)に基づき、賃貸人のうち山梨県知事を甲とし、 を乙として、賃借人を丙として、次の条項により賃貸借契約を締結した。

(契約の締結)

第1条 甲及び乙は、次の建物を次条以下の条件により、丙に賃貸し、丙はこれを賃借するものとする。

所在地	
住宅団地名及び住宅番号	団地 号館 階 号室
構造及び面積	構造 平方メートル

(家賃)

第2条 家賃は、1箇月 円とし、丙は、その月分を毎月25日までに甲に納付しなければならない。ただし、前条の建物(以下「住宅」という。)の入居可能日の属する月及び明渡しの日の属する月における丙の使用期間が1月に満たないときの家賃は、日割りをもって計算する。

(家賃の変更)

第3条 丙は、甲において法令の規定に基づき家賃の増額の必要を認めたときは、当該増額を異議なく承諾するものとする。

(敷金)

第4条 丙は、この契約から生じる債務の担保として、第2条の家賃の3箇月分に相当する金額の敷金を甲に納付するものとする。

2 甲は、丙が住宅を立ち退いたときは、無利息で前項の敷金を還付するものとする。ただし、家賃の滞納その他の債務の不履行があるときは、甲は、当該債務の額の内訳を明示し、敷金のうちからこれを控除するものとする。

(修繕)

第5条 甲又は乙は、畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕(以下「軽微な修繕等」という。)を除き、丙が住宅を使用するために必要な修繕を行わなければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定により住宅の修繕を行うときは、あらかじめ、その旨を丙に通知しなければならない。この場合において、丙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、丙の責めに帰すべき事由により同項の規定による甲又は乙が行うべき修繕の必要が生じたときは、丙は、甲又は乙の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

4 丙は、乙の承諾を得ることなく、軽微な修繕等を自らの負担において行うことができる。

(費用負担)

第6条 次の費用は、すべて丙の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 給水施設、汚水処理施設及び共同施設の維持管理に要する費用

(保管義務)

第7条 丙は、住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 丙の責めに帰すべき事由によって住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、丙は、これを原状に復し、又はその費用を賠償しなければならない。

(使用目的)

第8条 丙は、居住のみを目的として住宅を使用しなければならない。ただし、乙の書面による承諾を得たときは、他の用途に併用することができる。

(禁止又は制限される行為)

第9条 丙は、住宅の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 鉄砲、刀剣類、爆発物その他これらに類する危険な物を製造し、又は保管すること。
- (2) 大型の金庫その他の重量の大きな物を搬入し、又は備え付けること。
- (3) 配水管を腐食されるおそれのある液体を流すこと。
- (4) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
- (5) 楽器、テレビ、ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。
- (6) 犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫その他猛獣、毒蛇等の近隣に迷惑を及ぼすおそれのある動物を飼育すること。
- (7) 掲示板以外の階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。

2 丙は、住宅を引き続き15日以上不在にするときは、乙にその旨を届け出なければならない。

3 丙は、住宅を他の者に貸し、又はその使用权を他の者に譲渡してはならない。

4 丙は、住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復が容易である場合において、乙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

5 丙は、乙の書面による承諾を得ることなく、その入居の際に同居を認められた親族以外の者を同居させてはならない。

(契約の解除)

第10条 乙は、丙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
- (5) 前3条の規定に違反したとき。
- (6) 暴力団員であることが判明したとき(同居している者が該当する場合を含む。)

2 乙は、前項の規定により契約を解除したときは、丙に対して住宅の明渡しを請求するものとする。この場合において、丙は、当該請求を受けたときは、速やかに原状に復して住宅を明け渡さなければならない。

3 前項の規定による請求を受けたときは、丙は、当該請求を受けた日の翌日から丙が住宅を明け渡した日までの間における家賃に相当する金額を2倍した金額を損害賠償金として甲に納付しなければならない。

4 丙は、第1項の規定による契約の解除によって生じた損害については、その賠償を甲及び乙に請求することができない。

(賃貸借の解約)

第11条 丙は、住宅の賃貸借を解約しようとするときは、解約しようとする日の10日前

までに、その旨及びその期日を書面により乙に届け出なければならない。

2 前項の場合において、丙は、住宅を原状に復して明け渡さなければならない。

(立入り)

第12条 乙は、住宅の防火、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、あらかじめ丙の承諾を得て、住宅に立ち入ることができる。

2 丙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による乙の立入りを拒否することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、火災による延焼を防止する必要があるときその他緊急の必要があるときは、丙の承諾を得ることなく、住宅に立ち入ることができる。この場合において、当該立入りが丙の不在の間に行われたときは、乙は、事後にその旨を丙に通知しなければならない。

(連帯保証人)

第13条 連帯保証人は、丙と連帯して、この契約から生じる丙の債務を負担するものとする。

(協議)

第14条 甲、乙及び丙は、この契約書に定めがない事項及びこの契約書の解釈について疑義が生じた場合には、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記のとおり契約を締結したことを証するため、契約書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 賃貸人 山梨県知事 印

乙 賃貸人 住所
氏名 印

丙 賃借人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

第3号様式(第11条関係)

(平17規則57・全改)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

特定公共賃貸住宅家賃減額申請書

次のとおり特定公共賃貸住宅の家賃の減額を受けたいので、山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例第19条第1項の規定により申請します。

入居者、同居者及び別居している扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居 別居	所得金額	控除該当項目
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

〔次の規則は、未施行〕

○山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則(抄)

平成二十一年三月二十七日

山梨県規則第十一号

(山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則(平成七年山梨県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の二条を加える。

(賃貸借契約書の様式)

第十五条 条例第三十九条第一項第一号の賃貸借契約書は、特定公共賃貸住宅駐車場賃

貸借契約書(第四号様式)とする。

(準用)

第十六条 駐車場の管理については、第八条及び第九条の規定を準用する。この場合において、第八条中「第十五条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と、第九条中「第十六条第三項」とあるのは「第四十三条において準用する条例第十六条第三項」と読み替えるものとする。

第三号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式(第15条関係)

特定公共賃貸住宅駐車場賃貸借契約書

駐車場につき、山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(平成7年山梨県条例第1号)に基づき、賃貸人のうち山梨県知事を甲とし、を乙として、賃借人を丙として、次の条項により賃貸借契約を締結した。

(契約の締結)

第1条 甲及び乙は、次の駐車場を次条以下の条件により、丙に賃貸し、丙はこれを賃借するものとする。

所在地	
住宅団地名及び住宅番号	団地 号館 階 号室
区画番号	

(使用料)

第2条 使用料は、1箇月円とし、丙は、その月分を毎月25日までに甲に納付しなければならない。ただし、前条の駐車場の使用を開始することができる日の属する月及び明渡しの日属する月における丙の使用期間が1月に満たないときの使用料は、日割りをもって計算する。

(使用料の変更)

第3条 丙は、甲において条例の規定に基づき使用料の変更の必要を認めたときは、当該変更を異議なく承諾するものとする。

(保証金)

第4条 丙は、この契約から生ずる債務の担保として、第2条の使用料の3月分に相当する金額の保証金を甲に納付するものとする。

2 甲は、丙が駐車場を明け渡したときは、無利息で前項の保証金を還付するものとする。ただし、使用料の滞納その他の債務の不履行があるときは、甲は、当該債務の額の内訳を明示し、保証金のうちからこれを控除するものとする。

(修繕)

第5条 甲又は乙は、丙が駐車場を使用するために必要な修繕を行わなければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定により駐車場の修繕を行うときは、あらかじめ、その旨を丙に通知しなければならない。この場合において、丙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、丙の責めに帰すべき事由により同項の規定による甲又は乙が行うべき修繕の必要が生じたときは、丙は、甲又は乙の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

4 丙は、甲又は乙の承諾を得ることなく、軽微な修繕を自らの負担において行うことができる。

(保管義務)

第6条 丙は、駐車場の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 丙の責めに帰すべき事由によって駐車場の施設をき損したときは、丙は、これを原状に復し、又はその費用を賠償しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 丙は、駐車場の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 駐車場に工作物等を築造し、又は設置すること。
- (2) ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為

2 丙は、駐車場を引き続き15日以上使用しないときは、乙にその旨を届け出なければならない。

3 丙は、駐車場を他の者に貸し、又はその使用权を他の者に譲渡してはならない。

(契約の解除)

第8条 乙は、丙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (4) 使用者の資格がなくなったとき。
- (5) 乙が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除したときは、丙に対して駐車場の明渡しを請求するものとする。この場合において、丙は、当該請求を受けたときは、速やかに原状に復して駐車場を明け渡さなければならない。

3 丙は、前項の規定による明渡しの請求を受けたときは、当該請求を受けた日の翌日から駐車場を明け渡した日までの期間、近傍同種の駐車場の使用料に相当する金額の2倍

に相当する金額を損害賠償金として甲に納付しなければならない。

4 丙は、第1項の規定による契約の解除によって生じた損害については、その賠償を甲及び乙に請求することができない。

(賃貸借の解約)

第9条 丙は、駐車場の賃貸借を解約しようとするときは、解約しようとする日の10日前までに、その旨及びその期日を書面により乙に届け出なければならない。

2 前項の場合において、丙は、駐車場を原状に復して明け渡さなければならない。

(費用負担)

第10条 駐車場の明渡しに際し、丙が直ちに自動車その他の物を全部撤去しないときは、乙はこれを撤去することができることとし、その撤去に要する費用は、すべて丙の負担とする。

(免責)

第11条 甲及び乙は、駐車場内において生じた自動車の盗難、故障及び破損並びに自動車内の物品の盗難及び紛失並びにこれらに類する一切の事故については、何らの責任を負わない。

(本契約の有効期間)

第12条 本契約の有効期間は、契約締結の日から当該日の属する年度の終了する日までとする。ただし、この契約期間の満了の日の1月前までに甲、乙及び丙いずれからも、その相手方に対して解約の申出をしないときは、本契約期間は引き続き1年延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 甲、乙及び丙は、この契約書に定めがない事項及びこの契約書の解釈について疑義が生じた場合には、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記のとおり契約を締結したことを証するため、契約書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 賃貸人 山梨県知事 印

乙 賃貸人 住所
氏名 印

丙 賃借人 住所
氏名 印

注 第12条ただし書については、必要に応じて記載しないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第二十七号)の施行の日から施行する。